

議案第 98 号

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例

山陽小野田市下水道条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号中「環境省令により」の次に「、又は同法第 3 条第 3 項の規定による条例により」を加える。

第 10 条第 1 号中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（除害施設の設置等の届出）

第 10 条の 2 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 法第 12 条の 3、第 12 条の 4 又は第 12 条の 7 の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

第 12 条第 1 項中「再開した」を「再開しようとする」に、「遅滞なく」を「あらかじめ」に改め、同条第 3 項中「法」の次に「第 11 条の 2、」を加える。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 34 条第 5 号中「第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 10 条の 2」に改め、同条第 10 号中「第 5 条第 2 項本文、」の次に「第 10 条の 2 又は」を加え、「又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に除害施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、この条例の施行の日から1年以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 この条例の施行の際現に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止していたその使用を再開している者で、この条例による改正前の山陽小野田市下水道条例第12条第1項の規定による届出をしていないものは、従前の例により届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

山陽小野田市下水道条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</p> <p>(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、<u>又は同法第3条第3項の規定による条例により</u>、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、</p>	<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</p> <p>(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(水質適合のための除害施設の設置)</p> <p>第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設け、</p>

又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値

(2)～(10) (略)

(除害施設の設置等の届出)

第10条の2 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 (略)

3 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12

又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値

(2)～(10) (略)

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 (略)

3 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定に

条の7の規定による届出をした者は、前2項の規定による届出をした者とみなす。

第13条 削除

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(4) (略)

(5) 第10条の2の規定による届出を怠った者

(6)～(9) (略)

(10) 第5条第1項、第21条の規定による申請書又は書類、

よる届出をした者は、前2項の規定による届出をした者とみなす。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第13条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の8若しくは同令第9条の9第1項第3号若しくは第6号に定める基準に適合しない水質の下水(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質を市長に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 前条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(4) (略)

(5) 第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠った者

(6)～(9) (略)

(10) 第5条第1項、第21条の規定による申請書又は書類、

第5条第2項本文、第10条の2又は第12条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第17条第2項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第5条第2項本文、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第17条第2項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者